



梅雨が明けないままの夏がきました。少ない晴れ間を利用して水遊びやお散歩にでかける元気な声が響くミッキー保育園です。今月号では、仙台市政だより8月号から「コロナウイルスの影響で接種時期を過ぎた定期予防接種」についてと「ロタウイルス予防接種について」お知らせいたします。

## 新型コロナウイルス感染症の影響により 接種時期を過ぎた定期予防接種を 定期接種として取り扱います

新型コロナウイルス感染症の影響により、決められた接種時期に定期予防接種を受けることができなかつた方について、やむを得ず決められた接種時期を過ぎて接種する場合であっても、当面の間、特例として定期予防接種として取り扱い、接種費用の助成などを行います。

### 〇対象者

市内に住民票があるまたは原発避難者特例法の対象となる  
福島県内13市町村から避難している方で、2月29日以降に定期予防接種の接種期限を迎え、新型コロナウイルス感染症の影響により接種期限までに接種できなかった方

### 〇対象となる予防接種

ヒブ、小児の肺炎球菌、B型肝炎、四種混合、BCG、麻しん・風しん、水痘（水ぼうそう）、日本脳炎、二種混合、高齢者用肺炎球菌等の定期予防接種

### 〇手続き

申請書（区役所家庭健康課、総合支所保健課で配布。市ホームページからもダウンロード可）に必要事項を記入の上、登録医療機関で予防接種を行う際に提出。

※任意接種により接種済みの方にも、予防接種に要した費用のうち、助成相当分を返金いたします。くわしくはお問合せください。

健康安全課 ☎022-214-8029

☆仙台市政だより 8月号 より



## ロタウイルス予防が 定期予防接種になります

10月1日以降接種分から、ロタウイルス予防接種が定期予防接種（無料）となります。

〇対象者 市内に住民票があり、**令和2年8月1日以降に出生した乳児**

**現在保育園に通っているお子さんは対象外** になりますが、  
初回接種が生後6週～生後14週6日までになりますので  
妊娠中のご家庭の方はご注意ください。



問い合わせは

区役所家庭健康課・  
総合支所保健福祉課  
となります。